

国民健康保険一部負担金の減免等について

災害や業務の休廃止など、特別の理由により収入が著しく減少し、生活が著しく困窮したため、医療機関の窓口での支払いが困難となった場合に、収入基準等の要件を満たすことで、3か月を限度として、一部負担金の支払いが猶予・減額・免除される制度があります（注）。

なお、一部負担金を医療機関に支払った後でさかのぼって適用することはできません。

（注）この制度は、申請の際に生活状況を確認する書類を提出し、面談を受けた上で、その生活状況等が生活保護に準じた一定の収入基準以下であること、また療養の見込期間が3か月以内であることが適用の要件となります。